

令和7年9月

地元割当

都営住宅入居者募集のご案内

町田市地元割当募集

募集戸数 13戸

単身者向シルバーピア 6戸

二世帯向シルバーピア 7戸

申込書と封筒が入っています。

目次

- 申込みにあたっての注意等 2～3ページ
- 申込みから入居までのスケジュール 4～5ページ
- 募集する住宅 6～7ページ
- シルバーピア（高齢者集合住宅）とは 7ページ
- 使用料のしくみ 8ページ
- 所得基準 確認の手順 9ページ
- 親等図・入居資格に関する基準日一覧表 ... 10ページ
- 東京都パートナーシップ宣誓制度
創設に伴う入居資格の拡大について 11ページ
- 入居資格（単身者向シルバーピア） 12～13ページ
- 入居資格（二世帯向シルバーピア） ... 14～15ページ
- 申込書の書き方 16～19ページ
- 申込者および同居親族
ひとりずつの所得計算 20～23ページ
・特別控除 24ページ
- 入居後のご注意 26～27ページ

★このパンフレットに同封されている申込書で取得した個人情報、募集業務以外には利用しません。なお、入居資格審査時に提出していただく書類等により取得した個人情報は、入居後の都営住宅管理業務において利用させていただきますのでご了承ください。

申込書配布期間

令和7年9月1日（月）～10日（水）

申込書受付期間

令和7年9月1日（月）～17日（水）

申込書は郵送で、上記期間中に東京都住宅供給公社都営住宅募集センターに届いたものに限り受け付けます。

抽 せ ん 日

令和7年10月2日（木）午前10時から

場所：東京都住宅供給公社 町田窓口センター

募集に関する
問い合わせ先

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

TEL 042-713-5094【9:00～18:00（土日祝は除く）】

申込みにあたっての注意

- (1) 申込書は、**1世帯につき1通のみ有効です。**

次のような申込みは**すべてが無効**です。

- ① 1世帯で2通以上の申込書を送ったとき。

婚約者も同居親族と同じように、申込者と同一世帯の方として取り扱います。

- ② **申込者欄、同居親族欄を問わず、同一人の氏名を2通以上の申込書に記入したとき。**世帯の構成や人数を変えても、このような申込みは無効です。

ただし、同時期に募集している「町田市営住宅募集」には申込みできます（入居資格がある場合に限りです。）。

- (2) 他の都営住宅募集ですでに合格、登録されている方は、原則として申込みできません。
- (3) 申込書を郵送した後は、申込地区番号・申込者・同居親族の変更はできません。
また、申込書は返却しません。
- (4) 証明書類（源泉徴収票、住民票の写し、診断書、申立書など）を添付する必要はありません。抽せん後、入居資格審査のときに提出していただきます。
- (5) 以前都営住宅にお住まいだった方または現在お住まいの方で、都営住宅使用料等に未納分のある方は入居資格審査のときまでにお支払いいただきます。
- (6) 入居資格審査対象者となった方で、死亡により入居人数が減少した場合は、住宅・間取りが変更になることがあります。
- (7) 近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じています。町田市では洪水ハザードマップをホームページで公開していますので、申込み前にご確認ください。
<https://www.city.machida.tokyo.jp/>
- (8) 申込みの代行業者は、東京都・町田市・東京都住宅供給公社とは全く関係ありません。

申込み方法

- (1) 入居資格をお確かめのうえ、申込地区を1つだけ選んでください。
- (2) 申込書に必要事項を記入してください（記入例16～19ページ）。
- (3) 申込書右下はがきの所定の位置2か所に85円切手をそれぞれ貼ってください。切手を貼っていないものや料金が不足しているものは、通知はがきを送付しません。
- (4) 申込書を折りたたみ、申込用封筒に申込書を入れ、110円切手を貼り、郵送してください。9月17日（水）までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターに届いた申込書に限り受け付けます。消印有効ではありませんのでご注意ください。また、郵便料金不足のものは受け取りできません。
なお、申込書が届いたかどうかのお問い合わせにはお答えいたしません。

抽せん方法と補欠者について

- (1) 抽せん方法

申込地区ごとに抽せんを行います。申込者数分の抽せん玉を抽せん器に入れ、募集戸数分の抽せん玉を出します。出た玉の番号が当せん番号で、その番号を付番されている方が当せん者（入居資格審査対象者）です。また、募集戸数が2戸以上の申込地区では、玉の出てきた順番が入居資格審査の順位になります。

- (2) 補欠について

当せん者決定後、引き続き補欠者数分の抽せん玉を抽せん器から出します。出た玉の番号の方が補欠者です。また、玉の出てきた順番が補欠者の順位になります。

(3) 抽せん会

- ・抽せん会は公開で行います。会場の広さの関係で、満席の場合ご入場いただけないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・抽せん会への来場は当落に一切影響ありません。体調のすぐれない方は、無理なご来場はお控えください。
- ・抽せん会では抽せん方法の説明および抽せんを行います。また、当日お越しになった方の中から数名の方に、立会人として抽せん玉の確認をしていただきます。

抽せん結果について（電話でのお問い合わせは受付けておりません。）

抽せん会終了後、10月中旬まで東京都住宅供給公社町田窓口センターに掲示します。
当落にかかわらず、通知はがきをお送りします（10月中旬発送予定）。

住宅のあっせんについて

- (1) 入居資格審査に合格したあと、入居の用意ができるまでお待ちいただきます。
- (2) 住宅の使用許可日は令和8年4月以降を予定していますが、入居資格審査や補修工事の進行状況により、変更することがあります。なお、棟・間取り・階数等の指定はできません。入居の用意ができ次第、順番にあっせん通知を送付します。

その他

1 はがき、書類等が送付されてこない場合

- (1) 「抽せん番号の通知はがきが送られてこない。」
切手の貼り忘れや料金不足などの場合、通知はがきは送付しません。
ただし、申込書に不備がなければ、抽せんの対象とします。
- (2) 「抽せん結果の通知はがきが送られてこない。」
申込地区番号を確認のうえ、下記へお問い合わせください。
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 電話 042-713-5094

2 申込みをした後に、申込書に記入した住所から引越した場合

- (1) 「申込書を郵送した後、住所が変わった。」
申込書に記入した住所を変更することはできません。最寄りの郵便局に「転居届」を出して、抽せん番号・抽せん結果の通知はがきを受け取れるようにしてください。
- (2) 「入居資格審査対象者・補欠者となったが、申込みした後に住所が変わった。」
資格審査通知書を受け取れるよう、下記のところへはがきで連絡してください。
聞き間違い防止のため、電話でのご連絡は受け付けておりません。

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山 3階

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 募集審査係

はがきへの記入事項

- ①令和7年9月募集
- ②申込地区番号
- ③抽せん番号
- ④旧住所
- ⑤新住所および郵便番号
- ⑥平日の日中に連絡がとれる電話番号
- ⑦申込者名

申込みから入居までのスケジュール

申込みから抽せんまで

申込書配布期間 9月1日（月）～10日（水）

申込書は、9月17日（水）までに東京都住宅供給公社都営住宅募集センターに届いたものに限り受け付けます。

抽せん番号のお知らせ 9月下旬発送予定

- ・ 申込書右下はがきの所定の位置に切手が貼られていないもの、金額が不足しているものは、通知はがきを送付しません。
- ・ 申込みの内容が無効の場合は、その理由を明記した通知書を送付します。

抽せん日 10月2日（木）午前10時～ 場所：東京都住宅供給公社 町田窓口センター

- ・ 抽せん会は公開で行います。会場の広さの関係で、満席の場合ご入場いただけないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 抽せん会への来場は当落に一切影響ありません。体調のすぐれない方は、無理なご来場はお控えください。
- ・ 抽せん結果は10月中旬まで東京都住宅供給公社町田窓口センターに掲示します。

抽せん結果のお知らせ 10月中旬発送予定

落せん

補欠者

入居資格審査対象者に失格者等が出た場合、順次繰り上げて審査を行います。
なお、繰り上げにならない方には資格審査通知書を発送しません。

当せん（資格審査対象者）

- ・ 申込書の記入内容について、確認の電話をする場合があります。
- ・ 入居資格審査対象者には、10月中旬から資格審査通知書を順次発送します。
なお、入居資格審査に合格しないと入居できません。

入居資格審査から入居まで

入居資格審査 10月下旬～

- ・必要な書類を都営住宅募集センターにご提出ください。提出された書類はお返しいたしません。

※入居資格審査合格者のみ

合格通知発送

合格通知は、必要な書類をすべて提出していただいたあと、2か月程度で発送する予定です。

- 申込地区であき家が発生し、入居の用意ができ次第、順番にあっせん通知を送付します。棟・間取り・階数等の指定はできません。
- 住宅の使用許可日(入居)は令和8年4月頃～令和8年11月頃までの予定です。あき家が見込みどおり発生しないときは、令和8年12月以降になる場合もあります。

都営住宅等あっせん通知書およびご入居のご案内 使用許可日の約1か月半前に発送

- ・使用許可日、入居予定住宅の号棟・部屋番号、住宅の下見期間等をお知らせします。
- ・入居手続きと住まい方等に関する説明資料の内容をよくご確認のうえ、必要書類を期日までにご返送ください。
- ・保証金として、住宅使用料の2か月分をお支払いいただきます。
- ・入居にあたり以下の要件にあてはまる連絡先となる方1名(または、1法人)が必要です。
 - ①日本国内に住所を有する成人の方で、使用者の入居する都営住宅に同居しない方
 - ②日本国内に連絡のとれる拠点を常設している法人
- ・連絡先となった方には、緊急の際に連絡することがあるほか、万一、使用者が使用料を滞納した場合には、滞納の事実を告げ、連絡先となった方を經由して使用者に使用料を請求する場合があります(連絡先となった方へ使用料を請求することはありません。)

住宅の下見 使用許可日の約1か月前
下見は、指定の下見期間中に1回のみできます。(平日のみ)

入居手続き 使用許可日の約2週間前
郵便で入居手続き書類を返送していただきます。

鍵の受け取り 使用許可日の約1週間前
入居手続き完了後、「住宅使用許可書」をお送りしますので、町田窓口センターにその許可書を持参し、住宅の鍵を受け取ってください。

入 居
使用許可日から15日以内に引越しをしてください。

募集する住宅

単身者向シルバーピア（6戸）

入居資格は、12～13ページを確認してください。

申込地区番号	住宅名（住所）・交通機関	募集戸数	間取り (面積㎡)	入居人数	使用料 (円)	建設年度	備考
3961	高ヶ坂第2 (町田市高ヶ坂7-28) ＪＲ横浜線・小田急小田原線「町田駅」から 神奈中バス「熊野神社前」下車徒歩8分	1戸	和6・DK (34)	1人	16,300～ 32,000	平成 12	
3962	金森第8 (町田市金森4-8) ＪＲ横浜線・小田急小田原線「町田駅」から 神奈中バス「南農協前」下車徒歩3分	1戸	和6・DK (35)	1人	16,000～ 31,500	平成 5	
3963	金森第11 (町田市金森東3-5) ＪＲ横浜線「成瀬駅」下車徒歩13分	2戸	和6・DK (35)	1人	16,600～ 32,600	平成 9	
3964	町田小川 (町田市小川5-13) ＪＲ横浜線・小田急小田原線「町田駅」から 神奈中バス「小川入口」下車徒歩3分	1戸	和6・DK (36)	1人	16,400～ 32,300	平成 5	
3965	南大谷 (町田市南大谷264) ＪＲ横浜線・小田急小田原線「町田駅」から 神奈中バス「南大谷都営前」下車徒歩1分	1戸	和6・LDK (44)	1人	20,400～ 40,200	平成 6	

- 今回募集するシルバーピア住宅は、すべてエレベーター付きの住宅です。
- バス停はバス会社の都合により変更になっていることもありますので、ご了承ください。
- 使用料欄の上段、下段については、8ページをご覧ください。

募集する住宅

二世帯向シルバーピア（7戸）

入居資格は、14～15ページを確認してください。

申込地区番号	住宅名（住所）・交通機関	募集戸数	間取り（面積㎡）	入居人数	使用料（円）	建設年度	備考
3971	金森第11 （町田市金森東3-5） ＪＲ横浜線「成瀬駅」下車徒歩13分	1戸	和6・洋6・DK（53）	2人	25,100～49,200	平成9	
3972	高ヶ坂 （町田市金森東1-28） ＪＲ横浜線・小田急小田原線「町田駅」から 神奈中バス「金森郵便局前」下車徒歩6分	1戸	和6・洋6・DK（53）	2人	25,100～49,200	平成8	
3973	高ヶ坂第2 （町田市高ヶ坂7-28） ＪＲ横浜線・小田急小田原線「町田駅」から 神奈中バス「熊野神社前」下車徒歩8分	2戸	和6・洋5・DK（54）	2人	25,500～50,100	平成12	
3974	木曽森野第1 （町田市木曽東1-2） ＪＲ横浜線・小田急小田原線「町田駅」から 神奈中バス「木曽都営入口」下車徒歩5分	1戸	和6・洋6・DK（54）	2人	25,100～49,300	平成6	
3975	金森第8 （町田市金森4-8） ＪＲ横浜線・小田急小田原線「町田駅」から 神奈中バス「南農協前」下車徒歩3分	1戸	和6・洋6・DK（56）	2人	25,800～50,600	平成5	
3976	町田金森一丁目 （町田市金森1-20） ＪＲ横浜線・小田急小田原線「町田駅」下車 徒歩15分	1戸	和6・洋6・DK（57）	2人	27,100～53,200	平成7	

- 今回募集するシルバーピア住宅は、すべてエレベーター付きの住宅です。
- バス停はバス会社の都合により変更になっていることもありますので、ご了承ください。
- 使用料欄の上段、下段については、8ページをご覧ください。

シルバーピア（高齢者集合住宅）とは

シルバーピアとは、高齢者を対象とした下記のような設備等をそなえた集合住宅です。

- 1 室内に手すりや緊急通報装置等、高齢者に配慮した設備を設置し、生活相談・団らん室などの利便施設も併設した住宅です。
- 2 入居者の安否の確認や緊急時の対応、入居に関する情報提供などのために市が派遣するワーデン（生活協力員）またはLSA（ライフサポートアドバイザー／生活援助員）が団地内に居住または通勤しています。
- 3 この住宅を含む地域の高齢者に対し、必要に応じて福祉サービスを提供する「高齢者在宅サービスセンター」が、住宅に併設または隣接、近接しています。
- 4 シルバーピアの場合、単身者向住宅の利用者が結婚したときや二世帯向住宅の入居者が死亡・転出等により単身になったときは、他の都営住宅に変わっていただきます。ただし、同居または使用承継等が可能な世帯に限ります。

使用料のしくみ

1 都営住宅の使用料の決定

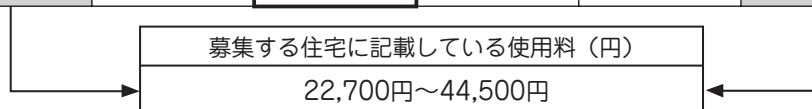
都営住宅の使用料は、世帯の所得金額に応じた所得区分（一般区分は1～4区分、特別区分は1～6区分）と、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて決まります。

例：下の住宅に世帯の所得金額1,950,000円の2人世帯が入居する場合

申込地区番号	住宅名（住所）・交通機関	募集戸数	間取り面積（㎡）	入居人数	使用料（円）	建設年度	備考
3900	〇〇一丁目 （町田市〇〇1-8） JR横浜線・小田急小田原線「〇〇駅」から 神奈中バス「△△△」下車徒歩5分	1戸	和6洋6DK （53）	2人	22,700 ～ 44,500	昭和 59 ～ 61	

2人世帯の場合、各区分に対する年間所得金額の下限・上限は下表のとおりです。
この世帯の年間所得金額は、所得区分3区分にあてはまるため、使用料は29,900円です。

区 分	特 別 区 分					
	一 般 区 分					
	1 区分	2 区分	3 区分	4 区分	5 区分	6 区分
2人世帯の 年間所得金額	0 円	1,628,001円	1,856,001円	2,048,001円	2,276,001円	2,612,001円
	1,628,000円	1,856,000円	2,048,000円	2,276,000円	2,612,000円	2,948,000円
上記住宅の 使用料	22,700円	26,200円	29,900円	33,800円	38,600円	44,500円



- ・各区分に対する年間所得金額の下限・上限は、家族人数によって変わります。
- ・募集する住宅の使用料の欄には、あっせんの対象となる住宅の1区分の最低金額と、6区分の最高金額を掲載しています。ただし、募集案内を作成した時点の金額のため、入居時には改定されている場合があります。

2 都営住宅入居後の使用料

- ・毎年6月の収入報告により認定された世帯の所得金額、住宅の立地条件、住宅の広さ、建築年数等に応じて、翌年4月からの使用料を決定します。
- ・所得が一定基準以下の世帯等は、申請により使用料を減額する制度があります。
- ・使用料は、原則として口座振替または自動払込でお支払いいただきます。

3 その他

収入報告に基づき収入超過者あるいは高額所得者と認定された場合の使用料等については、次のようになります。

(1) 収入超過者

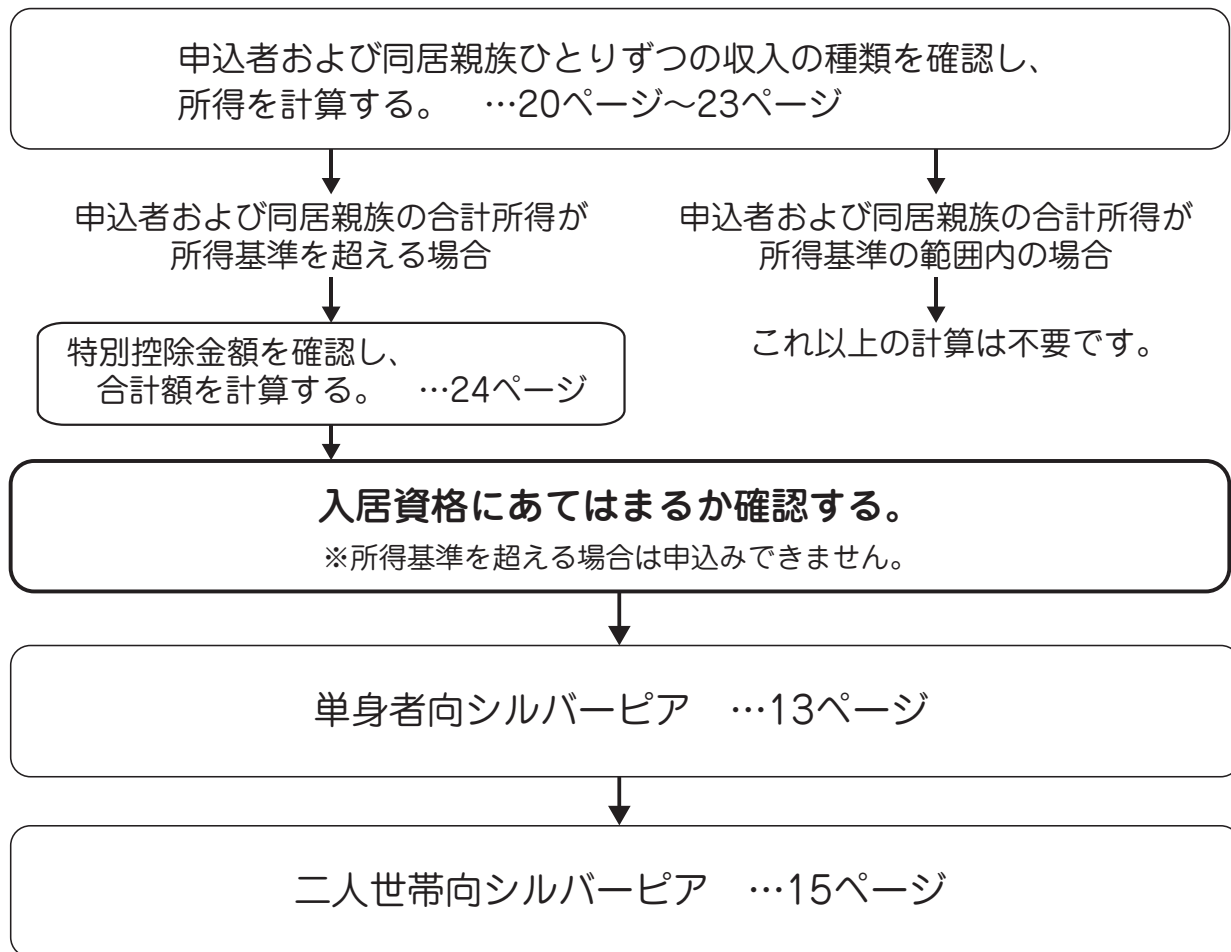
都営住宅に引き続き3年以上入居している方で、所得月額が入居収入基準を超えた方をいいます。収入超過者は、都営住宅を明け渡すよう努めなければなりません。また、使用料は、収入区分に応じた使用料に割増使用料が加算されます。

(2) 高額所得者

都営住宅に引き続き5年以上入居している方で、最近2年間継続して認定所得月額が東京都の定める明渡基準を超えた方をいいます。高額所得者は、都営住宅の明渡請求の対象です。また使用料は、近隣の民間賃貸住宅の家賃並みの金額に引き上げられます。

所得基準 確認の手順

以下の手順にしたがって世帯の所得金額および家族人数を計算し、所得基準の範囲内かお確かめください。



所得金額計算上の注意

●計算の対象としないもの

次にあてはまる収入については、所得金額を0円とします。

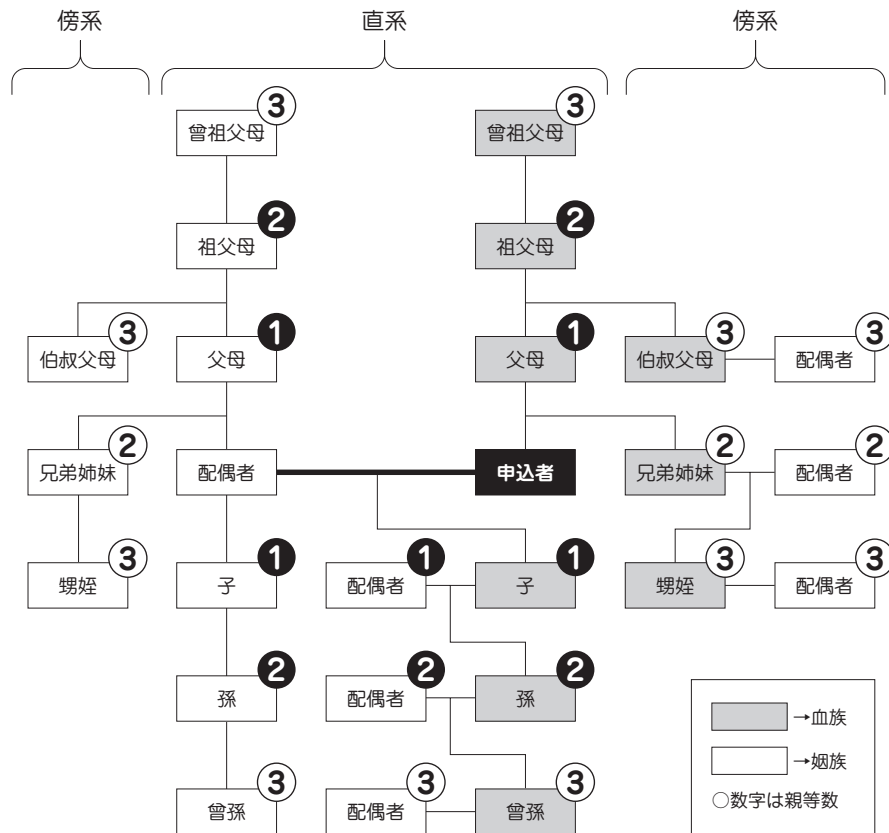
- ・遺族年金、障害年金
- ・仕送り、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得
- ・退職金等の一時的な所得

●2種類以上の収入がある場合

ひとりで2種類以上の収入を得ているとき（給与と年金、給与と事業所得など）は、それぞれの所得金額を計算してから合計します。

令和5年4月から、審査書類の軽減等、審査の合理化を図るため、原則として「前年の所得」により所得金額を認定します（入居資格審査時には住民税課税証明書等により確認します）。ただし、退職等により、「現在の所得」が減少している方については、「現在の所得」により認定を行います（入居資格審査時には退職等の事実や現在の所得を確認できる書類の提出が必要です）。詳しくは20ページ上段をご確認ください。

親等図



入居資格に関する基準日一覧表

次ページ以降の、入居資格や所得計算の説明にある申込期間、年齢などの基準日は下表のとおりです。

	西暦	和暦	基準日
申込期間	2025 年	令和 7 年	9 月 1 日から 9 月 17 日まで
在留実績 1 年以上	2024 年	令和 6 年	9 月 18 日以前から日本に在留している
町田市内に 3 年以上居住	2022 年	令和 4 年	9 月 18 日以前から町田市に居住している
60 歳以上	1965 年	昭和 40 年	9 月 18 日以前の生まれ
65 歳未満	1960 年	昭和 35 年	9 月 19 日以降の生まれ
65 歳以上	1960 年	昭和 35 年	9 月 18 日以前の生まれ
70 歳以上	1955 年	昭和 30 年	9 月 18 日以前の生まれ

東京都パートナーシップ宣誓制度創設に伴う入居資格の拡大について

- ・ 東京都パートナーシップ宣誓制度が創設されたことに伴い、令和4年12月以降の募集から親族のほか「パートナーシップ関係にある方」も家族向の申込資格を有することになりました。
- ・ 「パートナーシップ関係にある方」とは、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明（東京都パートナーシップ宣誓制度による証明）もしくは東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方」のことをいいます。
- ・ この募集案内で「配偶者」「同居親族」「親族」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある方」も対象となります。また、「夫婦」と記載のあるものは「パートナーシップ関係にある二者」も対象となります。
- ・ なお、入居資格審査のときに東京都等のパートナーシップに関する制度による証明の提出が必要です。
- ・ この募集では、「パートナーシップ関係にある方」を「パートナー」と表記しています。

入居資格（単身者向シルバーピア）

※年齢等の基準日は、10ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 65歳以上であること

2 町田市内に継続して3年以上居住していること

- (1) 町田市内に継続して3年以上居住していることが、住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

3 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 配偶者（法律上の配偶者および内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）、婚約者、パートナーを含む）がいないこと。
- (2) 現に同居または別居のいずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記(3)にあてはまる方も含みます。
なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できることが必要です。
- (3) 同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。
 - ア 同居している親族全員が申込み後から入居資格審査までの間に結婚し転出、または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。
なお、入居資格審査のときにそのことを証明できることが必要です。
※遠隔地とは、居住地から通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。
 - イ 居住している住宅が狭い（お住まいの住宅の住戸専用面積が下記の入居資格基準表未満にあてはまること）。

入居資格基準表

居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30 m ²	5人	57 m ²
3人	40 m ²	6人	66.5 m ²
4人	50 m ²	7人	76 m ²

★壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。

★住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

4 所得が定められた基準内であること

年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

所得基準 0円～2,568,000円

- ・所得の計算方法については、20～24ページでお確かめください。
- ・所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の年間所得から差し引いてください。

5 住宅に困っていること 住宅や土地の所有者でないこと。

(1) 住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。

なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、都営住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。

(2) 現に公営住宅のシルバーピアに入居している、または使用予定者となっている方は申込みできません。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

入居資格（二人世帯向シルバーピア）

※年齢等の基準日は、10ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が65歳以上であること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が都営住宅使用許可後の名義人です。

2 申込者が町田市内に継続して3年以上居住していること

- (1) 町田市内に継続して3年以上居住していることが住民票の写しで証明できること。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。

3 65歳以上の同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に都営住宅に入居する親族です。これにはパートナーを含みます。

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している65歳以上の親族との申込みが原則です。ただし、配偶者の場合はおおむね60歳以上とします。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) (1)のほか、次の方は申込みができます。
 - ア 入居手続きのときまでに婚姻できる婚約者。
 - イ 内縁関係の方との申込みは、法律上の配偶者がいないこと、かつ入居資格審査のときに続柄欄が「未届の妻（夫）」と記載されている住民票を提出できること。
 - ウ パートナーシップ関係の相手方との申込みは、入居資格審査のときにパートナーシップ受理証明書等で確認できること、かつ法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア (2)にあてはまる方。
 - イ 申込期間に申込者と税法上の扶養関係にある方（課税証明書で扶養関係が確認できること。）。ウ 同居しようとする親族等のみで居住している場合または他の親族等と同居している場合は当該親族から扶養されていない方で3親等内の血族または姻族の方。
 - ※ 3親等内の血族または姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者（10ページ親等図のすべての範囲）
- (4) 外国人の同居親族については、中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記(1)から(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明することが必要です。

※申込書を郵送した後は、申込者、同居親族等の変更はできません。

※おおむね60歳以上とは申込期間に57歳以上の方をいいます。

4 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得金額が、所得基準の範囲内であること。

- ・所得の計算方法等については、20～24ページでお確かめください。
- ・申込者および同居親族に所得税法上の遠隔地扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を世帯の所得金額から差し引いてください。

所得基準 0円～2,948,000円

同居親族が次のいずれにもあてはまらない57歳以上60歳未満の配偶者の場合

所得基準 0円～2,276,000円

- (1) 心身障がい者
次のいずれかにあてはまること。
ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者
イ 重度または中度の知的障がい者（愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度）
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。）
エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障がい者
- (2) 原子爆弾被爆者
厚生労働大臣の認定書（被爆者健康手帳ではありません。）の交付を受けている原子爆弾被爆者であること（過去に交付を受けていた方を含む。）。
- (3) 海外からの引揚者
海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。
※海外からの引揚者とは、昭和20年（1945年）8月15日の終戦に伴って、やむをえない理由で日本に引き揚げた者等をいう。
- (4) ハンセン病療養所入所者等
ハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。

5 住宅に困っていること 住宅や土地の所有者でないこと。

- (1) 申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。
ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。
なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、都営住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある方を除く。）。
なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書等の提出が必要です。
- (2) 現に公営住宅のシルバーピアに入居している、または使用予定者となっている方は申込みできません。

6 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第六号に規定する暴力団員でないこと。
なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

申込書の書き方（表面）

令和7年9月募集

都営住宅使用申込書（町田）

申込み後の申込地区の変更はできません。
もう一度よく確認してください。

令和7年9月5日

東京都知事 殿

●太線枠内を必ず記入してください。

●重複申込み、申込地区番号の記入もれ等は、申込みが無効となります。

申し込めるのは
1か所だけです。

私は、東京都営住宅条例に基づく都営住宅を使用したいので、申込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者（現に同居し、又は同居しようとする親族又はパートナーシップ関係にある方を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるときは、使用予定者の決定を取り消されても異議のないことを誓約いたします。また、許可の上は申込者（同居する者を含む。）が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約いたします。

暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

申込地区番号	3961	登録番号	
抽せん番号			番

外国人の方へ
本名を必ず記入し、通称名がある場合は併記してください。

申込者	郵便番号	194-0000	電話番号	平日の日中に連絡のつく電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇		
	現住所	町田市 町田1-1-1 町田アパート 103号				
	フリガナ	マチダ	イチロウ	生年月日 （○で囲んでください） 1 大正 ② 昭和 23年9月1日		
	氏名	氏 町田	名 一郎			
	フリガナ					
	日本での通称名がある方					
	住宅に入ろうとする人数（申込者を含む）	1人	市内居住年数	3年6か月	年齢	満77歳

住宅に入ろうとする世帯（親族）の構成					
氏名	続柄	生年月日（年齢）	職業	年間所得金額	勤務先（現在働いている職場）の所在地・名称
フリガナ	本人	大正 昭和（満 歳）	無	1,488,800円	所在地
申込者					名称
				0円	所在地
					名称
					氏名
計 1人	特別控除金額			0円	入居はしないが、申込者または同居親族の 所得税法上の被扶養親族（遠隔地扶養）
	差引所得金額			1,488,800円	

※裏面もご記入ください。

- 申込書は、申込用封筒に入れ 110 円切手を必ず貼り、郵送してください。
- 申込みは、1 世帯につき 1 通です。1 世帯で 2 通以上の申込み（重複申込み）は、すべてが無効となりますので、ご注意ください。
- 申込み後、申込地区・申込者・同居親族の変更はできません。

85円切手を 2 か所に
必ず貼ってください。

- 下の「はがき」所定の位置に 85円切手を貼り、切りはなさずに封筒に入れてください。

② 外側にして折ってください（切りはなさないこと）

郵便はがき

85円切手を
必ず貼って
ください

194-0000

住 町田市 町田1-1-1
所 町田アパート103号

氏名 町田 一郎 様

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
電話 042 (713) 5094

申込地区番号
3961

抽せん番号
番

●太線枠内を記入してください

〈抽せん番号通知〉

郵便はがき

85円切手を
必ず貼って
ください

194-0000

住 町田市 町田1-1-1
所 町田アパート103号

氏名 町田 一郎 様

〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3階
東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター
電話 042 (713) 5094

申込地区番号
3961

抽せん番号
番

●太線枠内を記入してください

〈抽せん結果通知〉

③ 外側にして折ってください（切りはなさないこと）

はがきの裏面は
何も記入しないでください。

抽 せん 結 果 の お 知 ら せ

令和7年9月 都営住宅募集(町田市地元割当)

公開抽せんの結果、あなたは

となりましたのでお知らせします。

(資格審査対象者または補欠者の方へ)

- ◎ 資格審査対象者の方へ
 1. あなたは資格審査対象者となりましたが、入居資格審査に合格しなければ入居できません。
 2. 入居資格審査の通知は、10月中旬から順次送付します。
- ◎ 補欠者の方へ
資格審査対象者のうちで、辞退者・失格者が出た場合に順次繰り上げて、入居資格審査を行います。繰り上げ期間は令和8年1月末日までです。
なお、繰り上げにならない場合には通知いたしませんので、ご了承ください。
(今後の公営住宅募集に応募しても差し支えありません。)
- ◎ 資格審査対象者または補欠者の方で住所が変わるときは必ず、東京都住宅供給公社都営住宅募集センターにはがきで連絡してください。(募集時期、申込地区番号、抽せん番号、氏名、新・旧住所、新郵便番号、連絡がとれる電話番号を忘れずに)

抽 せん 番 号 の お 知 ら せ

令和7年9月 都営住宅募集(町田市地元割当)

あなたがお申込みになった令和7年9月都営住宅の抽せん番号は、おもてに記したとおりです。

【抽せん(公開)】

- ◎ 日 時 令和7年10月2日(木)
午前10時から
 - ◎ 場 所 東京都住宅供給公社 町田窓口センター
 - * 抽せん会は公開で行います。会場の広さの関係で、満席の場合ご入場いただけないこともありますので、あらかじめご了承ください。
抽せん会への来場は当落に一切影響ありません。体調のすぐれない方は、無理なご来場はお控えください。
 - ◎ 抽せん結果の通知は10月中旬に発送します。
- 結果については、はがきによる通知でご確認ください。
- * 聞き間違い防止のため、抽せん結果についての電話でのお問い合わせは、ご遠慮ください。

現在お住まいの状況について

※抽せん会の前後にご記入いただきました内容についてお電話する場合があります。
また、聞き取りや提出書類の審査により、入居資格の有無を判定し、可否を判定いたします。

1 住宅の種類等

(1) 住宅の種類（該当するものに○）

ア 賃貸住宅（アパート・マンション・借家） イ 社宅・寮 ウ UR賃貸住宅
エ 公社住宅 オ 都民住宅 カ 市営住宅 キ 都営住宅
ク 親族の家 ケ 自分の持ち家 コ その他（ ）

(2) 住宅の規模

2 K・DK・LDK ※ 各居室の畳数（6畳4.5畳 畳）DK等を除いた居室の畳数

(3) 家賃（共益費、駐車場代等を除く） 月額 50,000 円

(4) 土地・建物の所有状況（該当するものに○）

※都営住宅に入居する方の中に、土地や建物の所有者が ア いる ① いらない
「ア」に○をつけた方は、土地や建物の所在地を記入してください。

2 世帯の状況

(1) 現在同居しているが、都営住宅に入らない方について記入してください。

氏 名	続柄	生年月日（年齢）	都営住宅に入らない理由
		大 昭 平 令 （ 歳）	
		大 昭 平 令 （ 歳）	
		大 昭 平 令 （ 歳）	

(2) 現在別居しているが、都営住宅に同居する方について記入してください。

氏 名	続柄	生年月日（年齢）	都営住宅に同居する理由
		大 昭 平 令 （ 歳）	
		大 昭 平 令 （ 歳）	
		大 昭 平 令 （ 歳）	

※ 同居する方の住宅は ア 賃貸住宅 イ 自分の持ち家

(3) 都営住宅に入居する方の中に心身障がい者がいる場合は、記入してください。

氏 名	続柄	手帳の種類（該当するものに○）	等級
		身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳	級 度
		身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳	級 度

世帯の収入の種類について

1 都営住宅に入居する方の収入について記入してください。

収入のある方の氏名	収入の種類（該当するもの全部に○）					
町田 一郎	ア 給与	イ 事業所得	☑ 年金	エ その他（ ）		
	ア 給与	イ 事業所得	ウ 年金	エ その他（ ）		

2 都営住宅に入居する方全員に収入がない場合に記入してください。

ア 生活保護を受けている。
イ 失業中である。
ウ 仕送りなどで生活している。
エ その他（具体的に書いてください。）「

2 前年の事業等所得を計算する

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得が計算の対象です。

- ・ 昨年分の所得税の確定申告の控えなどで所得金額を確認してください。⑫から⑪を差し引いた額が所得金額です。
- ・ 確定申告していない場合は23ページの表を利用して昨年1月から12月までの所得を計算してください。入居資格審査のときには確定申告していることが必要です。

※申込者や同居親族に事業専従者がいる場合は、それぞれの専従者給与額を22ページの給与所得の計算式にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

[illegible]

3 前年の年金所得を計算する

厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

昨年の「公的年金の源泉徴収票」などで年金の支払額を確認してください。この額は「年金収入」です。この額と年齢を23ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

令和 6 年分 公的年金等の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所
	(フリガナ)
	氏名
区 分	支 払 金 額
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円
所得税法第203条の3第7号適用分	円
本 人	源泉控除対象配偶者の有無等
性別	特定 控除対象扶養親族の数
その他のひとり親 寡婦	特定 老人 その他
	16歳未満の扶養親族の数
	障

「現在の所得」を計算する 収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

収入の種類（給与・事業等・年金）に応じて、それぞれの所得計算方法をお確かめください。

1 現在の給与所得を計算する

前年の途中から現在までの間に就職し、現在も継続している仕事の収入をもとにして、所得を計算します。
22ページ【給与収入から給与所得を計算する】の手順にしたがって「都営住宅の所得金額」を計算してください。

なお、前年から現在までの間に退職した仕事については、所得金額を0円とします。

2 現在の事業等所得を計算する

23ページの表を利用して、12か月分の所得を計算してください。

すでに廃業した事業については所得金額を0円とします。

3 現在の年金所得を計算する

前年の途中から現在までの間に新たに受け取り始めた（または支給金額に変更があった）厚生年金、老齢年金、共済年金、年金基金などの年金収入が計算の対象です。

遺族年金、障害年金は計算の対象外です。受け取っていても所得は0円とします。

※個人年金は税法上雑所得であり、年金所得ではありません。確定申告の際に申告した金額を事業等所得の計算に加算してください。

年金証書や年金決定額通知書、支給額変更通知書などで年金額をお確かめください。この額は「年金収入」です。この「年金収入」と年齢を23ページ【年金収入から年金所得を計算する】の表にあてはめて「都営住宅の所得金額」に換算してください。

国民年金・厚生年金保険	年金決定通知書・支給額変更通知書
このたび、年金を決定または年金額を変更しましたので通知します。(決定・変更理由等は裏面でご確認ください。)	
年金の種類	基礎年金番号・年金コード
年金	円
あなたにお支払いする年金額は、左の太枠内の金額になります。	

給与収入から給与所得を計算する

1 はじめに、給与収入を計算する

①働いた年月	②給与（諸手当を含む）	③賞与
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
合計 か月(A)	円(B)	円(C)

【注】

- 給与（諸手当を含む）とは
基本給のほか家族手当、住宅手当などの諸手当を含んだ額を記入してください。ただし、課税対象外の交通費、定期代などの収入は除いてください。
- 仕事先が2か所以上ある場合
それぞれの収入額を計算し、合計してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

前年1月から12月までの実際の収入を合計してください。

給与計(B)と賞与計(C)の合計が収入額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）

月の途中から仕事を始めた場合、その月は「働いた年月」に含めないでください。

●働いた月数(A)が12か月ある場合は、給与計(B)と賞与計(C)の合計が収入額です。

$$\text{給与計(B)} \text{ 円} + \text{賞与計(C)} \text{ 円} = \text{収入} \text{ 円}$$

●働いた月数(A)が12か月ない場合は平均月額を12倍して見込みの収入額を計算します。

$$\text{給与計(B)} \text{ 円} \div \text{月数(A)} \text{ か月} \times 12 + \text{賞与計(C)} \text{ 円} = \text{収入} \text{ 円}$$

※申込みの時点で、まだ1か月分の給与が支払われていないときは、毎月必ず支払われる固定的給料を12倍して、12か月分の見込み額を計算してください。

2 次に、上記で計算した収入を「都営住宅の所得金額」に換算する

12か月分の収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
551,000円未満	0円	0円
551,000円以上 1,619,000円未満	12か月分の収入額－550,000円	税法上の所得金額 －100,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円	974,000円
1,628,000円以上 1,804,000円未満	●次のとおり、12か月分の収入額を端数整理します。 $\text{12か月分の収入額} \div 4 = A$ → Aの1,000円未満を切り捨てた額＝B → Bを右の計算式にあてはめてください。	税法上の所得金額 －100,000円
1,804,000円以上 3,604,000円未満		
3,604,000円以上 6,600,000円未満		
6,600,000円以上 8,500,000円未満		
	12か月分の収入額×0.9－1,100,000円	

●「都営住宅の所得金額」は、計算によりマイナスになる場合は0円としてください。

計算した「都営住宅の所得金額」を申込書の年間所得金額欄に記入してください。

事業等所得を計算する

① 営業した年月	② 収入 - 必要経費 = 所得金額
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
年 月	- =
合計 月(A)	所得金額計 円(B)

【注】

- 月別に、収入から必要経費を差し引いて所得金額を計算してください。

計算上の注意（「前年の所得」を計算する場合）

昨年の1月から12月までの実際の所得金額を計算してください。

収入合計から必要経費合計を差し引いた額が所得金額です。

計算上の注意（「現在の所得」を計算する場合）

- 申込みする月の前月からさかのぼって、12か月分の所得金額を計算してください。
- 現在の事業を始めたのが最近で、営業した月数が12か月ないときは、所得金額の平均月額を12倍して、12か月分の所得見込み額を計算してください。

$$\text{所得金額計(B)} \text{ 円} \div \text{月数(A)} \text{ 月} \times 12 = \text{12か月分の所得金額 円}$$

計算した「都営住宅の所得金額」を申込書の年間所得金額欄に記入してください。

年金収入から年金所得を計算する

公的年金の源泉徴収票や「年金決定通知書・支給額変更通知書」などで確認した年金の額を下表の「年金収入額」の欄にあてはめて、「都営住宅の所得金額」に換算してください。

年金を受け取っている方が2人以上いる場合は、ひとりひとり、個別に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	税法上の所得金額	都営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	税法上の所得金額
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	－100,000円
65歳未満	600,000円まで	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額－600,000円	税法上の所得金額
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	－100,000円

- 年齢の基準日は、10ページ「入居資格基準日一覧表」でお確かめください。
- 「都営住宅の所得金額」が計算によりマイナスになる場合は、0円としてください。
- 年金収入額が4,100,000円以上の場合は、都営住宅募集センターへお問い合わせください。

計算した「都営住宅の所得金額」を申込書の年間所得金額欄に記入してください。

特別控除

申込者および同居親族に所得がある場合で、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるときは、所得金額から特別控除額を差し引くことができます。

1 申込者および同居親族の合計所得金額から差し引くもの

申込者、同居親族、遠隔地扶養者に、次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
① 老人扶養控除	1人につき10万円	所得税法上の扶養対象親族で70歳以上の方	④の特別障害者控除を受ける方は、③の障害者控除をあわせて受けることはできません。
② 特定扶養控除	1人につき25万円	所得税法上の扶養対象親族（配偶者を除く。）で16歳以上23歳未満の方	
③ 障害者控除	1人につき27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で3度・4度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で2級・3級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で3級～6級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で第4項症～第2目症の方 5 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	
④ 特別障害者控除	1人につき40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている方で1度・2度の方 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級の方（障害年金等の受給に際し、障がいの程度が同程度と判定された方を含む。） 3 身体障害者手帳の交付を受けている方で1級・2級の方 4 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症～第3項症の方 5 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く方 6 原子爆弾被爆者で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方（過去に交付を受けた方を含む。） 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する方 8 65歳以上の方で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所の認定を受けている方	

●年齢の基準日は、10ページ「入居資格に関する基準日一覧表」でお確かめください。

2 特別控除を受けられる方に所得があるとき、その方の所得から差し引くもの

申込者または同居親族に次の「特別控除を受けられる方」にあてはまる方がいるか、お確かめください。

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる方	備考
⑤ 寡婦控除	27万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②扶養親族を有する方	特別控除を受けられる方の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きます。
⑥ ひとり親控除	35万円	夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が500万円以下の方（「扶養親族または生計を一にする子」のいない方もあてはまります。） 現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が500万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方	

- 「⑥ひとり親控除」に該当する方は、「⑤寡婦控除」の適用はありません。
- 年間所得金額が500万円を超える方は、「⑤寡婦控除」や「⑥ひとり親控除」を受けることはできません。
- 「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- 「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が48万円以下であることが必要です。

あてはまる控除金額の合計額を申込書の特別控除の欄に記入してください。

入居後のご注意

団地における集団生活では、一般の住宅とは異なり、対人関係や集会所、団地内遊園地など共同施設の維持管理、その他の日常生活のいろいろなことについて、入居する方どうしの約束ごとやとりきめが必要となります。

入居する方各自がお互いの生活を尊重しながら協力しあい、他の人に迷惑をかけず快適な団地生活を過ごされるようお願いいたします。

1 使用料のほかに入居者の負担する費用

(1) 東京都が徴収するもの

以下の共用設備の維持管理（ア～エ）および他の施設との合築等により共用施設を一体的に管理する場合（オ）は、東京都が入居者に代わって維持管理等を実施し、管理費用を徴収します。

この費用は、住宅使用料と同時に東京都に支払っていただきます。

ア エレベーターの保守管理費

エレベーターを正常に運転するため、定期的に点検等を行う維持管理費

イ 台所流し用排水管の清掃費

中層・高層住宅の台所排水管のうち、流しの部分から共用の立管および横引管をへて屋外の第1ますまでの排水管を年1回清掃するための費用。この費用は住棟の入居者全員の希望により、東京都に清掃申込みがあった団地に限られます。

ウ 共用部分の維持管理に係る費用

共用部分の電気料金、水道料金の支払や電管球の交換、草刈り、中低木の刈込み・せん定、落葉清掃のうち、入居者に代わって東京都が実施する項目に要する費用。この費用は、自治会等から東京都に申込みがあった団地に限られ、実施項目や団地の状況に応じて1か月1世帯約500円～6,000円程度かかります。

エ 有線情報システムの維持管理費

オ 下記（2）のうち、入居者に代わって東京都が実施することとした場合の費用

(2) 自治会等（入居者が決定した会計責任者）が徴収するもの

エレベーターの保守管理費など、東京都が住宅使用料とともに徴収する共益費以外にも、下記のア～カの項目などは、入居者が負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収しています。自治会等が徴収する共益費は、**入居しているすべての方に支払い義務**があります（自治会に未加入の方、生活保護を受けている方も負担しなければなりません。）ので、必ずお支払いください。

この費用は1か月1世帯約1,500円～5,000円程度かかります。

※自治会等（入居者）が決定した維持管理方法等およびお住まいの住宅設備内容等により費用は異なりますので、入居しましたらすぐに自治会の役員等から説明を受けてください。

ア 使用料金

街路灯、階段灯、廊下灯、集会所等、給水施設、エレベーター、その他共同施設の電気料金および設備内容によりガス、上下水道料金

イ 上記の各電球、蛍光灯、笠、スイッチ、ヒューズ等の交換に要する費用

ウ 各住戸から屋外の第1ますまでの雑排水管清掃を年1回程度行うために要する費用、およびU字溝等の清掃に要する費用、詰まりが原因で排水が逆流し、室内が汚損した場合などの復旧費用

エ ごみ処理（未回収の粗大ごみや不法投棄ごみを含む）および消毒に要する費用

オ 児童遊園、広場および道等の清掃、除草並びに樹木の枝下しなどに要する費用

（注）上記の料金のなかで、団地全体（例 街路灯等）と棟ごと（例 エレベーター等）に負担するものがあります。

カ その他、自治会等（入居者）が決定した維持管理に要する費用

2 駐車場

団地によっては有料駐車場を設置しています。設置の有無については都営住宅募集センター☎03-3498-8894へお問い合わせください。駐車場を契約する際には保証金（使用料の3か月分）をお支払いいただきます。ただし、全戸数分は設置されていませんので、入居後すぐには借りられない場合があります。また、利用者は定期的に抽せんにより決定しますが、駐車できる車両のサイズ・重量に制限があり、これを超えるものは駐車場の利用をお断りしています。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった方は団地外の駐車場をお探してください。

3 テレビ受信設備について

地上デジタル放送は、すべての住宅で視聴できます。（一部の住宅については、BS衛星放送が受信できます。）

なお、一部地域の団地では都市型ケーブルテレビにより受信している場合があります。このケーブルテレビの場合、衛星放送を受信する場合は有料になります。また付加サービス（有料放送・電話サービス・インターネット等）についてもCATV事業者と利用者との契約となり、都管理機器の故障等による損害についても東京都は一切責任を負いません。

4 動物の飼育のお断り

他の入居者に迷惑となるので、犬、猫、鳥などの動物の飼育や敷地内での餌やりは固くお断りしています。

鳴き声、抜け毛、フン尿等で近隣の方とのトラブルや、環境衛生悪化の原因となることが多いためです。

お断りしている、犬、猫、鳥等の飼育を行っている場合は、新たな飼い主を探すなど、対策を講じてから入居してください。

5 住宅の転貸（民泊）の禁止

都営住宅等は、宿泊施設として貸し出すことはできません。

6 危険薬物の販売等および特殊詐欺の禁止

都内での危険薬物による重大事件の発生や振り込め詐欺などの特殊詐欺の深刻な被害が続いており、東京都では「東京都安全安心まちづくり条例」において、建物を危険薬物の販売等および特殊詐欺のために使用することを禁止しています。都営住宅においても、危険薬物の販売等や特殊詐欺のために使用することはできません。住宅をこうした行為に使用していることが分かった場合には、退去していただくこともありますので、絶対に行わないでください。

7 使用承継（名義変更）について

都営住宅入居後、使用者（名義人）が都営住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、都営住宅を返還していただきます。しかし、使用者（名義人）の死亡や離婚による転出等のやむをえない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合は、残された同居者に使用承継を許可しています。

ただし、使用承継許可の対象は、原則として、正式同居の許可を受け継続して居住している使用者（名義人）の配偶者に限ります。

主な注意事項はここに記載したとおりですが、詳しくは入居時にお渡しする「住まいのしおり」でお確かめください。

抽せん会場

東京都住宅供給公社 町田窓口センター

町田市原町田5-8-18
きめたハウジング
第21ビル3階

※駐車場はありませんので、
あらかじめご了承ください。

※抽せん結果は、
10月中旬まで
町田窓口センターに
掲示します。



年間募集予定

★市営住宅および都営住宅（町田市地元割当）

次回募集日程 12月1日（月）～10日（水）	募集時期	募集の内容	
		市営住宅	都営住宅（地元割当）
	6月上旬	あき家の 発生状況による	一般住宅
	9月上旬		シルバーピア住宅
	12月上旬		一般住宅
	3月上旬		シルバーピア住宅

★都営住宅(東京都全域) お問い合わせ先：東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター ☎ 03-3498-8894

募集時期	募集の内容		
5月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）	抽せん方式の募集では、居室内で病死等があった住宅等も掲載する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。	募集の概要については、広報東京都（毎月、第1日曜日に新聞折込で配布）、テレホンサービス、公社ホームページ（募集月の前月下旬に掲載）でお知らせします。
8月上旬	家族向（ポイント方式）		
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		
11月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		
2月上旬	家族向（ポイント方式）	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）	
	単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		

- ・毎月募集（抽せん方式）
毎月中旬頃に募集します。詳しくは公社ホームページでお確かめください。
- ・随時募集（オンラインまたは電話受付中）
随時募集専用ダイヤル ☎03-5467-9266
詳しくは公社ホームページでお確かめください。

☆テレホンサービス ☎03-6418-5571

都営住宅・都民住宅募集の概要を音声アナウンスでご案内しています。
（プッシュ音の出ない電話機からはご利用になれませんのでご注意ください。）

☆東京都住宅供給公社ホームページ <https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/>

★募集案内、申込書の配布

募集期間に限り、町田市役所、南・なるせ駅前・鶴川・忠生・堺・小山の各市民センター、町田・鶴川・玉川学園の各駅前連絡所、木曽山崎連絡所、東京都住宅供給公社町田窓口センターで配布します。